

議案第17号

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

日野町長 谷 田 淳 一

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

栄養士に係る配置基準が見直されたことによる改正

- ・ 栄養士（改正前） → 栄養士又は管理栄養士（改正後）
（第16条第1項第2号関係）

3 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとして、もなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、<u>献立等</u>について<u>栄養の観点</u>からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとして、もなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の<u>栄養士</u>により、<u>献立等</u>について<u>栄養の観点</u>からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。